

研修用資料

調査報告書 【公表版】

※黒塗り部分については、内容を推測されないよう、文字数を統一しております。

平成30年3月
北海道いじめ問題審議会

目 次

はじめに

1 P

I 「調査部会」の概要と活動状況

1 「調査部会」の設置等 ······	2 P
(1) 事案の概要	
(2) 「調査部会」の設置	
(3) 「調査部会」の目的及び所掌事務	
(4) 委員構成	
2 「調査部会」の活動状況 ······	3 P
(1) 「調査部会」の開催状況	
(2) 調査方法等	
(3) 聴き取り調査の経過	

II 申立ての内容と調査対象となる事項

1 申立ての背景 ······	4 P
(1) 当該学校の概要	
(2) 当該生徒の当該学校への入学の経緯	
(3) 当該部活動の活動状況	
(4) 関係する生徒らの紹介	
2 申立てに至る経緯 ······	5 P
3 本事案における調査事項 ······	7 P

III 調査に基づく認定

1 部活道内での日常的ないじめの有無 ······	7 P
(1) 申立内容	
(2) 調査結果	
(3) 事実の認定	
(4) いじめの認定	
2 夏季トレーニング合宿でのいじめの有無 ······	9 P
(1) 申立内容	
(2) 調査結果	
(3) 事実の認定	
(4) いじめの認定	
3 自転車トレーニング、ウェイトトレーニングでの声出しに関するいじめの有無	10 P
(1) 申立内容	
(2) 調査結果	
(3) 事実の認定	
(4) いじめの認定	
4 ■■場での練習中のいじめの有無 ······	11 P
(1) 申立内容	
(2) 調査結果	
(3) 事実の認定	

IV いじめの背景となる要因

11P

V 不登校との関連

1 当該生徒の特性	11P
2 クラス内での状況と怪我の影響	12P
3 不登校状態との関連	12P
4 当該生徒へのサポートについて	12P

VI 学校の対応・教育委員会の対応

1 学校の対応	13P
(1) 平時のいじめ防止や対策について	
(2) いじめの認知について	
(3) 学校のいじめに関する組織的な対応について	
(4) 当該生徒並びに保護者への対応	
(5) 関係生徒並びに保護者への指導	
2 教育委員会の対応	18P
(1) 調査の結果	
(2) 調査結果の考察	

VII 本事案を踏まえた再発防止のための提言

1 当該学校が講ずる措置	19P
(1) いじめを起こさない平素からの対応の徹底	
(2) いじめへの一貫した対応の充実	
(3) 遠隔地から入学した生徒への対応の充実	
(4) 調査・指導等の記録や情報管理の徹底	
(5) 部活動運営の在り方の改善	
2 教育委員会が講ずる措置	23P
(1) いじめを起こさない平素からの指導助言の徹底	
(2) いじめの解決に資する教育委員会の取組の充実	
(3) 当該学校が講ずる措置に係る各学校への指導助言	
(4) 生徒指導に係る管理職の資質向上を図るための研修の実施	
(5) 提言に係る検証の取組	
(6) 関係生徒等へのケア	

はじめに

北海道いじめの防止等に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき平成26年4月30日に設置された北海道いじめ問題審議会いじめ調査部会（以下、「調査部会」という。）にとって、本事案が3件目である。

本事案でいじめにあったと申立てのあったのは、競技者として成長する夢を抱いて[]から入学をした生徒（以下、「当該生徒」という。）である。親元を離れての不慣れな下宿生活、不幸な怪我によって思いどおりの練習ができない状況の中でも、当該生徒は弱音を吐くことなく我慢強く学校生活を続けていたが、[]年次の秋には教室に入れなくなり、ついには道半ばで転校をせざるを得なくなってしまった。本調査部会では、当該生徒にとって生活上の具体的な支えとなるべき学校、とりわけ部活動において、一体どのようなことが起ったのかを調査によって明らかにして、再発を防ぐ方法を検討した。本調査報告書（以下、「報告書」という。）では、その経過と結果を報告する。

まず、申立てから1年以上の月日がかかってしまったことについて、当該生徒及びその保護者並びに関係の皆様にはお詫びを申し上げたい。

本事案の申立てがあった時期が調査対象となる生徒たちが卒業を迎える直前であったため、事案の案件の整理や質問内容の精査などに十分な時間をかけられないまま聴き取り調査を実施しなければならない事態が生じた。そのため、追加の聴き取り調査を行うことなどに時間を要してしまったなどの反省点がある。今後の事案における調査への改善すべき点の1つと考えている。

しかしながら、調査部会の委員たちは調査を行うに当たり、当該生徒とその保護者の気持ちに寄り添うとともに、関係生徒やその保護者、教師の思いができる限りありのままに聴き取り、理解しようと努めた。そして一体どうしてこのような事態が生じたのかができる限り客観的に調査をし、記述した。その上で、こういった事態が再び起きることのないようにするための方策について議論した。これらの作業に十分時間かける必要があったことも事実である。

報告書の提言は、調査部会の会議内で長い時間をかけて話し合われた議論の結晶である。できる限り実現可能な内容を挙げたつもりであるが、これらは当該学校のみならず、全ての学校、教育委員会で検討・議論をいただきたい願いを込めたものである。ぜひ北海道教育委員会にはその周知とともにその後の検証をお願いしたい。

調査に当たっては、当該生徒及びその保護者はもちろん、関係生徒及びその保護者、当該学校の教職員、学校内外の関係者など多くの方々に御協力をいただいた。また、教育委員会や当該学校には、多くの資料や記録の提出をお願いした。その御協力に心よりお礼を申し上げたい。

最後に、この報告書が出たことで何かが終わったわけではないことを記しておきたい。それは、傷つきからの回復の過程には終わりではなく、常に現在進行形であることを今まさに生きている当該生徒及びその保護者のためだけではなく、この本報告書に関わった全ての人たち、そしてこの報告書を手に取った方々のためにである。

平成30年3月

北海道いじめ問題審議会いじめ調査部会長 平野直己

I 「調査部会」の概要と活動状況

1 「調査部会」の設置等

(1) 事案の概要

- ・北海道 [] 振興局管内にある北海道 [] 高等学校 [] 年生（当時）である当該生徒の保護者から、当該生徒が所属する [] 部の複数の部員から、いじめを受け、「うつ病」となり、登校できない状態である旨の申立てが学校にあった。
- ・平成29年 [] 月 [] 日（[]) 当該学校は、知事に対して「重大事態発生に係る報告書」を提出した。

(2) 「調査部会」の設置

条例第29条第1項において、「教育委員会は、前条の規定による報告を受けたとき、又は道立学校に在籍する児童生徒若しくはその保護者から当該児童生徒に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあるとの申立てがあったときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、北海道いじめ問題審議会に調査を行わせるものとする。」と規定されている。

平成26年4月30日、条例第29条第1項の規定による重大事態に係る調査審議を速やかに行うため、審議会は、「北海道いじめ問題審議会いじめ調査部会設置要綱」（以下「設置要綱」という。）を決定し、調査部会を設置した。

(3) 「調査部会」の目的及び所掌事務

調査部会の所掌事務は、条例第29条第1項の規定による重大事態に係る調査審議を行うことであり、条例第29条第1項において、「北海道いじめ問題審議会は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、質問票の使用その他の適切な方法をとるものとする。」と規定されている。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることをいう。また、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、道立学校や北海道教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである（「北海道いじめ防止基本方針（平成30年2月改定）」p.37～38）。

(4) 委員構成

審議会の委員及び特別委員は、条例第39条第1項において、「学識経験を有する者」、「いじめの防止等に関する知見を有する者」、「前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者」のうちから、北海道教育委員会が任命することとなっている。調査部会は、審議会会長が指名する調査部会長、調査部会委員及び特別委員をもって構成し、調査部会の定数は、5名となっている（設置要綱第3条）。

調査部会長 平野 直己（北海道教育大学准教授）

調査部会委員 大崎 康二（札幌弁護士会「子どもの権利委員会」副委員長）

松本 恵一（札幌人権擁護委員協議会人権擁護委員）

三戸 和昭（北海道医師会常任理事）

油田 厚生（札幌国際大学短期大学部講師）

（平成29年 [] 月 [] 日現在）

なお、条例第43条において、「審議会は、第29条第1項の規定により重大事態に係る調査審議を行う場合において、委員及び特別委員に当該重大事態に係るいじめの事案の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する者がいることにより当該調査審議の公平性及び中立性

が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないことができる。」と規定されている。このことについては、平成29年 [] 月 [] 日、北海道教育庁 [] 教育局次長が当該生徒の保護者に対して重大事態発生に係る説明を行った際、関係者はいないという旨の回答を当該生徒の保護者から得ている。

2 「調査部会」の活動状況

(1) 「調査部会」の開催状況

本事案に係る事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めるため、次の日程で調査部会を開催した。

なお、平成29年 [] 月 [] 日に、重大事態が疑われる事案が発生した様子である旨の情報を入手したため、直近で行われた平成28年度第7回調査部会（平成29年1月30日）において情報を共有するとともに、卒業を控えた生徒が関係者に含まれていることから、第1回の調査部会の開催を待たずに関係生徒からの聴き取り調査を先行した。

ア 第1回（平成28年度調査部会（第8回））	平成29年3月7日（火）
イ 第2回（平成29年度調査部会（第1回））	平成29年4月14日（金）
ウ 第3回（平成29年度調査部会（第2回））	平成29年5月12日（金）
エ 第4回（平成29年度調査部会（第3回））	平成29年5月26日（金）
オ 第5回（平成29年度調査部会（第4回））	平成29年10月23日（月）
カ 第6回（平成29年度調査部会（第5回））	平成29年12月19日（火）
キ 第7回（平成29年度調査部会（第6回））	平成29年12月25日（月）
ク 第8回（平成29年度調査部会（第7回））	平成30年1月15日（月）
ケ 第9回（平成29年度調査部会（第8回））	平成30年1月22日（月）
コ 第10回（平成29年度調査部会（第9回））	平成30年2月16日（金）
サ 第11回（平成29年度調査部会（第10回））	平成30年3月1日（木）

(2) 調査方法等

- ・ 事実関係を明確にし、道立学校や北海道教育委員会が事実に向き合うことで、本事案と同種の事態の発生防止を図ることを目的に調査を行った。
- ・ 調査の公平性・中立性を確保するため、本事案に関する生徒及び教職員、保護者に対する聴き取り調査は調査部会委員により実施することとした。
- ・ 調査審議に資する資料として、当該学校に対し、指導記録等の提出を求めた。

(3) 聽き取り調査の経過

当該生徒及びその保護者、関係教職員等に対し、調査部会委員による聞き取り調査を次の日程で実施した。

ア 第1回 平成29年 [] 月 [] 日（[]）	対象者：関係生徒5名
イ 第2回 平成29年 [] 月 [] 日（[]）	対象者：校長、教頭、担任、副顧問、他教員3名 計7名
ウ 第2回 平成29年 [] 月 [] 日（[]）	対象者：当該生徒及びその保護者2名 計3名
エ 第3回 平成29年 [] 月 [] 日（[]）	対象者：校長、教頭、正顧問及び関係生徒3名 計6名
オ 第4回 平成29年 [] 月 [] 日（[]）	対象者：関係生徒1名
カ 第5回 平成29年 [] 月 [] 日（[]）	対象者：他校生徒2名
キ 第6回 平成29年 [] 月 [] 日（[]）	対象者：他校生徒1名
ク 第7回 平成29年 [] 月 [] 日（[]）	対象者：他校生徒2名
ケ 第8回 平成29年 [] 月 [] 日（[]）	対象者：他校生徒1名
コ 第9回 平成29年 [] 月 [] 日（[]）	対象者：担任及び下宿管理人 計2名
サ 第10回 平成29年 [] 月 [] 日（[]）	対象者：他校生徒1名
シ 第11回 平成30年 [] 月 [] 日（[]）	対象者：関係生徒の保護者2名

II 申立ての内容と調査対象となる事項

1 申立ての背景

(1) 当該学校の概要

当該学校は、[]により、[]年4月、[]として開校、生徒数は、全体で[]名（平成28年5月1日現在）、募集人員は[]名（[]間口）の[]規模校であり、[]の校訓のもと、[]に重点を置き、教育活動を実践している。

進路面では、[]であり、平成27年度における大学等の合格実績（現役生のみ）は、[]などとなっている。

また、部活動においても、体育系、文化系を合わせて[]以上の部活動があり、多くの生徒が加入しているなど、教科・科目の勉強はもとより、学校行事や生徒会活動、部活動に全力で取り組む生徒の育成に取り組んでいる。

(2) 当該生徒の当該学校への入学の経緯

当該生徒は、中学時代、[]を目標にしていた。

当該生徒の中学校時代の[]のコーチと当該学校の[]部顧問との指導方針が同じだったことや、[]などのメリットがあることから、中学時代のコーチから当該学校を紹介された。

また、当該生徒の保護者が、以前、[]に住んでいたこともあり、当該学校へ進学した。

(3) 当該部活動の活動状況

当該学校の[]部（以下、「[]部」という。）は、[]年に同好会として設立され、[]年に部として昇格した。

部員数は、[]名から[]名の間で推移しており、近年では、平成[]年度インターハイ[]で[]、平成[]年度インターハイ[]で[]するなど、全国大会において[]を果たしている。

[]部の活動は、4月から10月は、ランニングや自転車、ウエイトトレーニングなどの基礎体力づくりを行うほか、夏季休業中には他校と合同で合宿を行っており、12月以降のシーズン中は、[]で練習を行いながら、インターハイや国体などに参加するなど、年間を通した活動を行っている。

部活動の顧問は、正顧問1名と副顧問1名の2人体制であるが、正顧問が主な指導を行い、正顧問の不在時に副顧問が対応している。

正顧問は平成[]年4月に当該学校に着任し、着任当初から[]部の顧問を担当している。[]の資格を有しております、現在、[]を務めている。

(4) 関係する生徒らの紹介

当該生徒	……	子生徒。	[]部部員。平成[]年度の[]年生。
生徒A	……	子生徒。	[]部部員。同年度の[]年生。
生徒B	……	子生徒。	[]部部員。同年度の[]年生。
生徒C	……	子生徒。	[]部部員。同年度の[]年生。
生徒D	……	子生徒。	[]部部員。同年度の[]年生。
生徒E	……	子生徒。	[]部部員。同年度の[]年生。

生徒F……………[REDACTED]子生徒。元[REDACTED]部部員。同年度の[REDACTED]年生。
生徒G……………[REDACTED]子生徒。[REDACTED]部部員。平成28年度の[REDACTED]年生。
生徒H……………[REDACTED]子生徒。[REDACTED]部部員。同年度の[REDACTED]年生。
他校生徒 I ……[REDACTED]子生徒。他校の[REDACTED]部員で、当該生徒の友人。
他校生徒 J ……[REDACTED]子生徒。他校の[REDACTED]部員で、当該生徒の友人。

2 申立てに至る経緯

(1) 平成[REDACTED]年4月、当該生徒は当該学校に入学し、[REDACTED]部に入部した。当時の[REDACTED]部は、3年生は[REDACTED]、2年生[REDACTED]、1年生は[REDACTED]であった。

部では、練習中の用具の準備・運搬等については、下級生の仕事とされており、上級生が下級生に仕事を教えるという関係にあった。当該生徒については、当時[REDACTED]が仕事を教える立場にあったが、上級生が仕事を教えた上で当該生徒に指示をしても、当該生徒は、例えば、「荷物の搬送などを実行に移さない」といった同じミスを繰り返していた。

入部当初の時点では、上級生らの捉え方も当該生徒が「天然」というものであり、部内において大きくは問題視されなかったが、徐々に「天然」にしては度が過ぎていると捉えられるようになり、同年[REDACTED]月に[REDACTED]で実施された夏合宿のころを境に、一部の上級生は、当該生徒に對して、厳しく当たるようになっていった。

(2) 他方、当該生徒は、[REDACTED]年次のクラスにおいては、積極的に授業に参加する、授業が分かっていない生徒に勉強を教える、[REDACTED]のクラスリーダーなどの他の生徒がやりたがらない役職を引き受けるなど、教師からはクラスの中で活躍しており、頭も良く、明るいと評価される生徒であった。

当該生徒は、担任から指示された内容を忘れる、授業の持ち物を忘れるといった「抜けた」点もあったが、そういう失敗があってもクラスの中で笑いが起きるなど、そのような点を含めてクラスの中では受け入れられていた。

(3) 同年[REDACTED]月には、当該学校の球技大会があり、当該生徒はバレーボールの競技に参加予定であったが、その練習中に左足首を捻挫する怪我を負った。当該生徒は、この怪我により通院治療を受けることになったが、その後も[REDACTED]部の活動には参加していた。

しかし、その後も足首の状態が良くならなかつたため、平成28年[REDACTED]月に[REDACTED]週間入院をして手術治療を受けることになり、手術後は患部への負荷軽減のために松葉杖の使用を開始することになった。手術後も当該生徒は[REDACTED]部の活動には参加していたものの、患部への負荷軽減のため、他の部員の練習からは離れて、筋力トレーニングなどの別のメニューを消化することが続いていた。

病院の説明では、夏には松葉杖が不要になり、秋には走ることができるようになるという見込みであったが、実際には、手術後は良くなつては悪くなるという状態を繰り返すようになり、手術から[REDACTED]ヶ月後の同年[REDACTED]月の時点でも、松葉杖が必要な状況は変わらず、[REDACTED]部の練習も別メニューを消化するということが続いていた。

このような経過の中で、だんだんと当該生徒が暗い表情をしていることが目撃されるようになっていた。

(4) 手術後は、クラスの中でも当該生徒の口数が減つていき、担任から見ても、雰囲気が暗く、周囲から心配されるようになつていていた。クラスの中でも、[REDACTED]年次には、クラスの誰とでも仲良くできるというタイプの生徒であったのが、同年[REDACTED]月に予定されていた修学旅行の班分けも自分でどの班に所属するのか決められなくなるなどの変化が見られるようになった。また、このころ、当該生徒のことを心配した担任には、「周囲とどのように接したらよいのか」との悩みを相談している。

このような中で、当該生徒の様子を心配した当該生徒の保護者の判断で、当該生徒は、同年の夏休み中に[REDACTED]の実家に帰省することになった。帰省中は、夏休み明けから[REDACTED]に戻り、当

該学校に通うことを嫌がるそぶりを見せることがあった。

(5) 当該生徒は、夏休み明けから当該学校に戻り、[] 部の活動にも参加するようになったが、以前にも増して、雰囲気が暗くなっていた。同年 [] 月 [] 日には、教室の中に入れなくなり、学年の教員に、「クラスの中で人の中に入つていい」「実は部活でも上手くいっていない」「上級生との関係がうまくいっていない」「上級生が気分で接してくるので怖い」といった相談を行っており、同月 [] 日には母親に泣きながら学校に行きたくないと訴えるに至った。

これを受けて、当該生徒の保護者の判断で、同月 [] 日に再度、[] の実家に帰省することになり、その後は学校を休むようになった。なお、帰省の理由については、保護者から当該学校には、「怪我の回復が思わしくなく、自宅療養を行うため」と説明されていた。

(6) 当該生徒は、帰省後は、自宅と図書館で勉強をしながら、近隣の体育館でトレーニングをするなどして過ごしていたが、足首の状態もよくなり、同年 [] 月 [] 日の時点では、当該生徒の保護者としては、翌月から学校に復帰が可能と判断するまでになった。

しかし、学校への復帰の予定時期を聞いた当該生徒は不随意に首が動くなどのストレス反応が出るようになったため、同月 [] 日からは心療内科を受診することとなった。また、このころから、当該生徒は保護者に対し、[] 部内での出来事を話すようになっていた。

同月 [] 日には整形外科において松葉杖が不要との診断が得られたが、当該生徒のストレス反応は続き、ふさぎ込む様子も強くなっている。同月 [] 日は心療内科において、「抑うつ状態」との診断を受けた。そして、同月 [] 日には保護者から担任に対し、状態が悪く学校に戻れないとの報告がされている。

(7) 同月末には、当該生徒の保護者が当該生徒の中学時代の[] のコーチに[] 部内での出来事を報告したことが契機になり、当該コーチから正顧問に対し、[] 部内の状況を問い合わせるメールが送信された。

当該メールを受けて、正顧問から当該生徒の保護者に連絡があったため、保護者から正顧問に対し[] 部内での出来事について確認を行ったが、正顧問は、報告のあった事実がいじめと認める場合には消極的であり、「いじめがあったとは信じられない」という対応であった。

(8) その後も、当該生徒の抑うつ症状は継続しており、平成29 [] 月 [] 日には「うつ病」の診断を受けるに至った。

それに先立ち、同月上旬の時点で、当該生徒は当該学校を自主退学することを決め、同月 [] 日には、保護者から担任に対し、自主退学の申出があり、その中で、[] 部内での出来事についても報告がされた。

事の重大性を認識した担任から教頭に報告が上がり、同月 [] 日から校内における関係生徒からの聴き取り調査が開始された。その調査結果を踏まえて、同月 [] 日には、当該学校において、本事案をいじめとして対応すること、[] 部の活動を3日間自粛することが決定された。そして、関係生徒のうち [] 名に対し「校長説諭」を、他の [] 名に対し「教頭説諭」を行うことを決定し（いずれの説諭も、学校教育法上の懲戒には該当しない）、「校長説諭」は当日実施された。

なお、関係生徒からの聴き取り調査においては、担当教員が関係生徒のうちの [] 名からの聴取内容を整理したメモを他の関係生徒に誤って示すという問題を生じさせたため、これによって聴取における回答内容を暴露された関係生徒に他の部員から非難が集中し、部内での人間関係を悪化させるということがあった。

(9) このとき、当該学校においては、生徒Aが出場予定であった同年 [] 月 [] 日開催のインターハイへの参加を認めるかが問題になっていた。

当該生徒の保護者は当該学校に対しインターハイの出場に反対する意向を表明していたが、

当該学校は、最終的には、この間に行われた正顧問からの指導を通じて、生徒Aが反省を深めたとして、インターハイの出場を許可し、実際に生徒Aがインターハイに出場した。

さらに、生徒Aは同月 [] 日開催の国体にも参加予定であったため、インターハイ出場後は、国体への出場の是非も問題となった。当該学校としては、当初はインターハイと同じく国体への出場も認める方針であったが、生徒Aは正顧問の判断により、同年 [] 月 [] 日に国体の参加を取り止めた。

なお、同月 [] 日には、上記の当該生徒の [] のコーチから正顧問に対し、国体出場に抗議するメールが送信されているが、同月 [] 日の保護者説明会において、正顧問が生徒A及びその保護者に国体への参加を辞退した経緯を説明する際に、当該メールの文面を閲覧させるという情報管理上の問題も生じさせている。

- (10) そして、同月 [] 日、当該学校から北海道知事に対し、当該生徒の保護者から重大事態が発生した又は発生した疑いがあるとの申立てがあったことを理由として、重大事態発生に係る報告書が提出され、同日には本事案の調査が開始された。

3 本事案における調査事項

当該生徒及びその保護者との面談や当該生徒が書いた手記などによる申立内容を踏まえて、調査部会は、以下の事項を調査対象とすることを決定した。なお、報告書の構成上、調査事項①～④は下記Ⅲにおいて、調査事項⑤は下記VIにおいて、認定及び考察を加える。

① [] 部内での日常的ないじめの有無

[] 部内において、日常的に生徒A、生徒B及び彼らを中心とした部員が当該生徒を無視し、誹謗中傷していたとされる点

② 夏季トレーニング合宿でのいじめの有無

平成27年 [] 月に、他校と合同で行われた夏季トレーニング合宿の4日目の夕食時に、生徒Aが当該生徒を誹謗中傷し、当該生徒を泣かせたとされる点

③ 自転車トレーニング、ウエイトトレーニングでの声出しに関するいじめの有無

平成27年夏から秋にかけて、[] 部内の自転車トレーニングやウエイトトレーニング時に、生徒A及び生徒Bが当該生徒を誹謗中傷したとされる点

④ [] 場での練習中のいじめの有無

平成27年 [] 月に [] 場での練習中に、生徒Aが当該生徒の友人2名に当該生徒の悪口を言ったとされる点

⑤ 顧問及び当該学校の対応の是非

顧問がいじめを隠蔽しようとして、当該学校がいじめの実態を把握した後も適切な対応を取らなかつたとされる点

III 調査に基づく認定

1 部活動内での日常的ないじめの有無

(1) 申立内容

この点については、当該生徒及びその保護者から以下の申立てがされている。

- ・生徒Aが周囲の生徒に同意を求めて味方をつくり、生徒Aの一方的な理由から、当該生徒を仲間にすれにし、存在しない者として扱った。
- ・上級生という上位の立場を用いて、生徒A及び生徒Bが中心となって当該生徒に対して注意を超えた暴言を吐いたり、冷たい態度を取ったりすることがあった。
- ・練習中などに、生徒Bを中心とした部員から []、「バカ」と日常的に言われた。生徒A

から「キモい」、「うざい」、「だまれ」と頻繁に言われた。

(2) 調査結果

この点については、関係生徒から以下の証言が得られている。

ア 当該生徒からの聴取結果

(7) 当該生徒の母親による聴取・・・非公表

(イ) 当該生徒の手記

- ・部活に参加した当初から生徒Aは、挨拶を返してくれず、無視さえされた。他の部員とは親しく話しているのに、自分とはまったく目を合せず、話しかけようともしなかった。
- ・部活に入ってからたびたび不機嫌なのか、目を合せない、挨拶しない、怒っているような態度を私にとっていた。
- ・生徒Aにされていることは泣きたいが、生徒Bなど誰も味方についてくれないし、むしろこちらを見て馬鹿にして笑っている。
- ・「バカ」、■は当たり前で、それが挨拶代わり。
- ・生徒Bからは、「なんでお前はそんなに仕事できないんだ」と言われ、生徒Aからは「親の問題では」と言われる。
- ・笑い方が「気持ち悪い」、「うざい」、「うるせえよ」と言われる。
- ・部内の仕事など生徒Aからは教えてもらえないかった。教えてもらおうとすると怖くて聞けなかった。■年生の仕事は共同責任だからと振ってくるが、教えてもらっていないので内容を知らない。生徒Cは知っていても、「自分で聞けよ」と言って教えてくれない。
- ・たくさん話すと生徒Aから「調子に乗ってんじゃねーよ」と言われ、黙っていると「もうちょっと何か話せ」と言われる。

イ 生徒Aからの聴取結果・・・非公表

ウ 生徒Bからの聴取結果・・・非公表

エ 生徒Cからの聴取結果・・・非公表

オ 生徒Dからの聴取結果・・・非公表

カ 生徒Eからの聴取結果・・・非公表

キ 生徒Fからの聴取結果・・・非公表

(3) 事実の認定

以上の調査から、■部内において、日常的に以下の事実関係があったと認められる。

- ・当該生徒は、平成■年の入部当初から下級生が行うべき部活動内の仕事などを上手く行うことができず、失敗することや、時間を守れないことが多かった。
- ・このようなことを繰り返していく中で、同年■月の夏合宿が終わったころから、生徒A、生徒Bを中心に当該生徒に対する当たりが強くなっていた。
- ・当該生徒に対する叱責は、「お前ちゃんとやれや」、「自分で考えれよ」というような言葉遣いで結果を責めるものであった。
- ・また、生徒Aは、機嫌が悪いときには、当該生徒のことを無視するが多く、小さい声ではあるものの、当該生徒に対して「死ね」と発言することもあった。
- ・また、ウエイトトレーニング中の当該生徒の顔を「あの顔やばくねえ?」と揶揄したり、当該生徒のことを「キモい」と言うこともあった。
- ・生徒Bは、当該生徒のことをふざけた様子で■と言ふこともあった。
- ・生徒A、生徒Bは、当該生徒が次年度の入部予定者に対し「お疲れ」と発言したことに対し、「先輩がお疲れって言ってないのに、何でお前お疲れって言うんだ?」「先輩気取りするな」と、当該生徒のことを責めることもあった。

- ・さらに、正顧問は、このような部内の雰囲気に気付いても、当該生徒を庇う、生徒A、生徒Bらを指導するといった対応を取らず、むしろ入院手術前の当該生徒に向かって、■と発言を行うなど、自ら当該生徒を侮辱する態度を取っていた。

(4) いじめの認定

上記の生徒A、生徒Bの当該生徒に対する態度・発言のうち、生徒Aが気分によって当該生徒を無視し、また、生徒A及び生徒Bらが乱暴な言葉で当該生徒を叱責した行為は、これが繰り返されれば、特に■である当該生徒としては、生徒A及び生徒Bらに対し恐怖心を抱き、萎縮して快活に部活動に取り組めなくなることは想像に難くなく、当該生徒に心理的影響を与える行為として、いじめに該当する。生徒A、生徒Bが次年度の入部予定者に対する当該生徒の発言を責めたのもこのようないじめ行為の一環と考えられる。

また、生徒A、生徒Bによる当該生徒に対する「キモい」、■といった発言は、いずれも当該生徒の■を揶揄・侮辱するものであり、生徒Aの当該生徒に対する「死ね」という発言は、それを言われた側にとっては、人格及び存在すらも否定される意味合いを持つものであるから、これらも当該生徒に心理的影響を与える行為として、いじめに該当する。

これらの行為が部活動という上下関係の明確な組織において上級生の立場から下級生に対して継続的に行われた場合には、下級生としては、上級生に反論や抵抗をし難く、そのため自己否定にも陥りやすい側面を有していることから、当該生徒の心理的影響は深刻だったと考えられる。

乱暴な言葉遣いによる叱責については、当該生徒に部活動内の仕事を失敗することが多いという特性があったとしても、下級生に対する指導は感情的に行われるべきものではなく、また、当該生徒がこれを甘受すべき謂れもなく、いじめであることを否定する要素にはならない。

2 夏季トレーニング合宿でのいじめの有無

(1) 申立て内容

この点については、当該生徒及びその保護者から以下の申立てがされている。

- ・合宿4日目の夕食の焼き肉の際に、当該生徒が生徒Aにスイカを配ったときに、皆の前で「なんでだよ」と脅す口調で言われ、「来るなよ、いらねえよ。」みたいな態度を取られた。
- ・焼き肉終了後、生徒Aは、他の部員に対してデザート（わらび餅）を口に入れてあげていたが、当該生徒に対してのみ、自分でとて食べろという仕草を取った。その後、当該生徒が使った爪楊枝を戻したら、生徒Aに、「うわっ、あいつが食べたやつだ。きっとねー。」と周囲に聞こえる声で言われた。

(2) 調査結果

この点については、関係生徒から以下の証言が得られている。

- ア 当該生徒からの聴取結果・・・非公表
- イ 生徒Aからの聴取結果・・・非公表
- ウ 生徒Dからの聴取結果・・・非公表
- エ 生徒Fからの聴取結果・・・非公表

(3) 事実の認定

以上の調査結果から、夏季トレーニング合宿の際には、以下の事実関係があったと認められる。

- ・平成27年■月の夏季トレーニング合宿では、当該生徒が土足で合宿所に入る、上級生が寝ている部屋に大声で挨拶をして入ってくるということが重なり、生徒Aは、当該生徒に対す

る不満を募らせていた。

- ・合宿4日目の夕食時の焼き肉の際に、生徒Aが他の部員にデザートを配ったときに当該生徒にだけ自分で取らせ、爪楊枝を容器に戻した後、当該生徒はもとより周りにも聞こえるように舌打ちをした。
- ・その結果、当該生徒はその場を離れ泣き続けることになった。
- ・その際、他の部員は生徒Aのことを面白半分で茶化す態度であり、当該生徒のことを慰めに行つたのは生徒Dのみであった。

(4) いじめの認定

上記の生徒Aの行為のうち、他の部員にはデザートを配りながら、当該生徒に対してのみ自分でデザートを取らせる行為は、あえて当該生徒に部内での疎外感・孤立感を与えるものである。また、爪楊枝を戻した際に舌打ちする行為は、当該生徒を威圧し、生徒Aに対する恐怖心をも与えるものである。これらの行為は、いずれも当該生徒に心理的影響を与える行為として、いじめに該当する。

特にこのような行為が上下関係の明確な組織である部活動の上級生の立場から下級生に対して行われた場合には、下級生としては、上級生に反論や抵抗をすることができず、その心理的影響は深刻だったと考えられる。現に舌打ちされた後に当該生徒がその場を離れて泣き続ける事態にもなっていることからも、当該生徒の受けた心理的影響の深刻さを窺い知ることができる。

3 自転車トレーニング、ウェイトトレーニングでの声出しに関するいじめの有無

(1) 申立て内容

この点については、当該生徒及びその保護者から以下の申立てがされている。

- ・自転車トレーニング中に、当該生徒がトレーニング中の選手に「がんばです」などの声をかけたら、生徒Bから「声を聞いているとやる気をなくすから黙ってろ」と言われたほか、他の先輩からも「声が気持ち悪いからお前はしゃべるな」など人格を否定する言動を取られた。
- ・ウェイト練習中、当該生徒がトレーニング室の入口で、「お疲れ様です」と声を出したら、生徒A及び生徒Bに「うるさい」と言われた。

(2) 調査結果

- ア 当該生徒からの聴取結果・・非公表
イ 生徒Dからの聴取結果・・・非公表

(3) 事実の認定

以上の調査結果から、ウェイトトレーニング中の生徒Bらの発言内容は確認できなかったものの、ウェイトトレーニング中に複数の部員が当該生徒の声出しに対し、「うるさい」という雰囲気になり、こうした雰囲気になった一因として、以前に正顧問による当該生徒に対する同趣旨の叱責があったと認められる。

(4) いじめの認定

ここで問題となっている当該生徒の声出しは、部内において義務付けられた声出しである。上記1において認定したとおり、当該生徒が日常的に生徒A、生徒Bなどから乱暴な言葉で叱責されていた状況を考えれば、ここでの「うるさい」という雰囲気についても、当該生徒に恐怖心を抱かせ、当該生徒を萎縮させる効果を持ったと考えられる。

したがって、これらの行為も当該生徒に心理的影響を与える行為であり、いじめ行為に該当するが、実態としては上記1において認定した日常的な■部内におけるいじめの一環として行われたものと考えられる。

仮に当該生徒の声出しが他の部員に比して大きな声であったり、特徴のある声出しあつた

という点があったとしても、声出しについての指導は、上級生から一方的に叱責するという形で行われるべきではなく、いじめの該当性を否定する要素にはならない。

4 [] 場での練習中のいじめの有無

(1) 申立内容

この点については、当該生徒及びその保護者から以下の申立てがされている。

平成 27 年 [] 月に [] 場での練習の際に、他校生徒 I 、他校生徒 J と会って喜んでいる時、生徒 A がこの 2 人にいきなり話しかけ、当該生徒の悪口を大きな声で聞こえるように言った。

(2) 調査結果

ア 他校生徒 I からの聴取結果・・・非公表

イ 他校生徒 J からの聴取結果・・・非公表

(3) 事実の認定

以上のとおり、申立てにあった他校生徒らから事情聴取をしたもの、申立内容にある事実の存在は確認できなかった。

IV いじめの背景となる要因

本事案では、IIIにおいて認定したとおり、[] 部内においては、夏季トレーニング合宿以降、生徒 A 、生徒 B らから当該生徒に対して、日常的に無視・誹謗中傷のほか、乱暴な言葉による叱責などの行為が行われていた。

[] 部の中で当該生徒にこのような行為が集中した理由としては、当該生徒が最下級生であり、上級生からの行為に対し反抗できないという [] 部内での共通認識があったほか、[] 部内において、下級生の仕事は上級生の責任において教えるという文化があり、下級生が仕事ができなければ、上級生の責任とされるという観念があったと考えられる。そのため、上級生の指導には、下級生が絶対的に服さなければならないという上意下達の関係が強く、上級生の下級生に対する乱暴な態度や指導が許容されるという雰囲気があったと考えられる。

このような部内の雰囲気や文化というものは、正顧問が上級生の下級生に対する指導にも関与し、下級生の失敗の原因を分析し、その原因を理解させ、下級生の性格や特性に応じた指導を行うといったあるべき指導方法を上級生に示すことにより、上級生も下級生に対する指導方法を見直し、部内の雰囲気や文化というものが改善していく可能性があつたが、本事案では正顧問は、下級生の仕事に対する指導を上級生に一任しており、下級生の指導に関与していた形跡が窺われない。

むしろ、正顧問は、部員たちに対し範を示すべき立場にありながら、手術治療を控えた当該生徒に対し、その [] を揶揄し、侮辱する発言を行うなど、一部の上級生らに同調した態度を取っており、部活動の責任ある立場にある顧問によるこのような行動により、生徒 A 、生徒 B らの行動がエスカレートされた面は否定できない。

V 不登校との関連

1 当該生徒の特性

- ・真面目で一生懸命努力し、元気で明るく周囲への配慮もあって、対人関係もうまくつくれ、リーダーシップもとれる力があり、他の生徒の嫌がる役割も自分から引き受けるようなところもある生徒だが、一方でクラスの状況に合わせて行動することが遅いなど不器用で抜けている部分

もあって小さな失敗をする面もある性格と思われる。

- ・クラスでは████年次、その不器用な面も含めて他の生徒から好かれ人気がある存在だったが、████部では、その元気で明るく対人関係も上手いという良い面が出せず、一生懸命やるのだが、場の状況に合わせて素早く行動するのが不得手という不器用なところが表面に出て、上級生の指示どおり作業ができず同じ失敗を繰り返すとして厳しい目で見られ、疎んじられることにつながって、当該生徒には辛い状況となったと見られる。

2 クラス内での状況と怪我の影響

- ・そこに高校の球技大会のクラスのバレーボールチームの人員が不足したためメンバーを引き受け、練習で足首に怪我をして、████年次██月の入院手術の後、松葉杖で生活が不自由になった。本来真面目に努力する性格のため、クラスの他の生徒の世話になることも増えて迷惑をかけるのではないかと気を遣うようになり、他の生徒の輪の中に入ることに迷いが生じたのか、様子が暗くなつた。
- ・当該生徒は相当追い込まれた心情にあった様子で、クラス内では一緒に行動を共にするグループから離れてしまうなど、████年次の明るい当該生徒とは異なる理解し難い行動が続くことになって他の生徒が戸惑う状況に至り、本人も「どう接してよいか分からない」と洩らす状態となり、次第に周囲と溝ができる結果となつたと思われる。
- ・クラス内での関係がうまくいかなくなつたのは、背景として████部内の問題があつたことに加えて、怪我をしたことも影響したと解釈できるが、当該生徒は担任にもクラス内でも████部のことは一切話さなかつたので、担任もクラスメイトも当該生徒の理解し難い行動への変化が理解できなかつた。

3 不登校状態との関連

- ・不登校の状態に至つたのは、████部内でいじめられたことが主因と思われるが、████をするために来たのに怪我でトレーニングすらできない状態が続き、当該生徒は████年次とは違う辛い心理状態に追い込まれ、結果としてクラスの他の生徒との間に溝ができる状況に至つたことによる不適応感も影響した可能性がある。

4 当該生徒へのサポートについて

- ・担任は当該生徒を評価し、話を聞き、保護者と連絡をとりながら他の生徒へも声かけを依頼するなど援助に努めていたが、当該生徒が████部内の問題を一切話さなかつたので、詳しい事情を把握することができなかつた。
- ・遠く親元を離れて下宿している当該生徒には、学校として生活全般にきめ細かい目配りが必要と思われるが、不足だつたと考えられる。
- ・学校は普段から生徒の性格・行動の特性に留意して指導する必要がある。特に今回の事案のように、1のような当該生徒の特性が部活動の場面で見られた場合、顧問がそれを把握して早めに当該学校に報告し、スクールカウンセラーを活用して当該生徒のサポート方法を検討するなどの学校としての対策をとる道があつたと考えられるが、そうした手立てがとられなかつたのは残念である。
- ・少なくとも████年次██月の怪我の手術後、当該生徒に暗い様子が見られた時期に当該学校がスクールカウンセラーと打ち合せ、当該生徒にスクールカウンセラーを紹介して当該生徒の悩みを探る作業を試みれば、当該生徒がここまで追い込まれることを防げた可能性はある。
- ・また、████部におけるいじめ問題としてスクールカウンセラーが介入し、解決をはかる作業をすることで████部の人間関係に変化をもたらし、関係する生徒たちの成長につなげることもできたかもしれない。

VI 学校の対応・教育委員会の対応

1 学校の対応

(1) 平時のいじめ防止や対策について

ア 調査の結果

- ・本事案発生以前から、「学校いじめ防止基本方針」は作成されていたが、ホームページには公表されていなかった。なお、現在（平成30年2月20日）ホームページで閲覧可能となっている。
- ・本事案発生時、いじめのアンケート調査を年2回実施していた。
- ・調査部会による聞き取り調査で、校長は次のようにいじめ予防に対する認識について述べている。
[REDACTED]
- ・本事案発生時、「年間計画」に沿って「いじめ防止対策委員会」を開催していなかった。

イ 調査結果の考察

- ・本事案発生時、「学校いじめ防止基本方針」に掲げられている年間計画に沿って予防対策はなされていなかった。特に、当該学校のいじめ防止対策の中核となる「いじめ防止対策委員会」が年間計画の中に組み込まれていたが、実際には会議が開催されることがなかった点は、以下の項目で考察を行う、組織的な対応の機能不全や遅れを引き起こした根本的な問題と考えられる。
- ・以上より、「学校いじめ防止基本方針」は作成されていたが、その扱いは形骸化されており、軽視されていたと言わざるを得ない。

(2) いじめの認知について

ア 調査の結果

- ・平成28年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日のクリニックでの診察で当該生徒が担当医師に部活動での人間関係についての苦しみを打ち明けたことをきっかけに、当該生徒の保護者は [REDACTED] 部の正顧問に連絡を取るも、正顧問は「そんなこと（いじめ）はないと思います」という返事をしていたため、埒が明かないと担任にも連絡を取ることとなった。
- ・正顧問は、調査部会による聞き取り調査において [REDACTED] と述べている。
- ・平成29年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に当該生徒の母親から電話連絡を受けた担任が管理職にいじめの可能性について伝達をして、同月 [REDACTED] 日より関係生徒への聴取を開始した。
 - 平成29年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日：生徒A・D・E（聴取：教員2名）
 - 平成29年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日：生徒F（聴取：教員1名）
 - 平成29年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日：当該生徒の母親が来校し、担任及び正顧問と面談。
 - 平成29年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日：生徒B・C・G・H（聴取：教員1名）
- ・学校としてのいじめの認知が正式になされたのは同月 [REDACTED] 日である。当該学校は、当該生徒の母親からのメールと聞き取り調査から重複する部分についていじめと認知した。当該学校がいじめと認知した内容は以下のとおり。
 - 平成27年夏合宿
 - ① 夕食でのデザートについて、当該生徒だけに違う対応をする場面があった。
 - ✧ 他の部員には一人ひとり配ったが、当該生徒には自分で取らせた。
 - ✧ 爪楊枝を戻すと、「うわっ、きたねえ」と言った。
 - ② 舌打ちをして、その結果泣かせた。
[REDACTED]
 - 中心となる部員が言い出すと、止められなかつたり、同調することがあった。

- (例) 「○○って○○だと思わない？」
- 中心となる部員は、当該生徒の対応が気に食わなかったら無視をする。
 - その後の面談資料から [REDACTED] と中心となる生徒が証言した。
- ・同年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に校長と正顧問が当該生徒の保護者と面談した折に、次のようにいじめに関する認識を伝えた。
- [REDACTED]

イ 調査結果の考察

- ・いじめの認知には、当該生徒の保護者が正顧問にいじめの可能性について訴え出てから 3 週間ほどの時間を要することとなった。担任からいじめの可能性を管理職に伝達してから数日後には関係生徒への聴取に着手している事実を見れば、ここで正顧問が当該生徒の保護者の訴えを受け止めて管理職に報告していれば、もっと早い時期にいじめの認知がなされたであろう。
- ・また、正顧問が当該生徒の保護者の訴えに対して [REDACTED] と対応したことは、「ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て該当組織に報告・相談する」とした、いじめ防止の基本から逸脱している。その後の当該生徒及びその保護者は、正顧問に対して隠蔽を疑い、ひいては学校への不信へと繋がっていく重要なエピソードと考えられる。
- ・当該学校の本事案に対するいじめの認識は、「(いじめに至った行為は、) 指導が助長したもので、当初から当該生徒を対象にした悪意を持ったいじめではない」というものであり、本調査部会の認識とは異なるものであった。

(3) 学校のいじめに関する組織的な対応について

ア 調査の結果

- ・「いじめ防止対策委員会」が正式に動き出したのは、同年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日。以降、8回の会議が開催された。
- ・同日以前に、すでに生徒指導部により、関係生徒への事情聴取がなされ、職員会議 ([REDACTED]) にて、「部活動停止」、「校長説諭」、「教頭説諭」がすでに行われており、インターハイへの生徒 A の出場をめぐり、当該生徒の保護者と教頭とのやり取りがなされていた。
- ・「いじめ防止対策委員会」には教員以外の唯一の「外部の委員」としてスクールカウンセラーがメンバーに入っていたとされるが出席はなかった。
- ・調査部会による聞き取り調査では、担任から次のような発言があった。

[REDACTED]

[REDACTED]
- ・生徒 F からは、次のような発言があった。

イ 調査結果の考察

- ・同年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日の学校のいじめ認知から、正式に「いじめ防止対策委員会」としての組織的対策に乗り出すまでに半月以上要することになった。
- ・「いじめ防止対策委員会」は、学校が作成していた「学校いじめ防止基本方針」では年度計画に沿って平時より活動が行われていることとなっていたが、実際のところは会議は開催されていなかった。
- ・同日のいじめの認知から、いじめ防止対策委員会が開催されるまでの間に、部活動の 3 日間の停止や関係生徒への「校長説諭」並びに「教頭説諭」を終えており、「いじめ防止対策委員会」による情報集約と共有、そして指導・支援体制の整備は行われていなかった。学

校全体としてこの事態を共有し謝罪を含む指導をし、訴えのあった生徒の支援をしているというよりも、この事態を内部的に終息させることを急いでいる印象を与えることになった。

- ・「いじめ防止対策委員会」の立ち上げが遅れたことにより、学校全体での情報共有が十分にできなかっただけでなく、外部の視点を入れた支援に向けての議論がないままの対応となつた。実際、同月 [] 日から [] 日までに行われた関係生徒への事情聴取において、生徒への調査の内容を記載した文書が誤って他の部員に渡る事態が発生した。いじめ対策に関わる会議を通して情報管理がなされるならば、こうした基本的なミスは回避できた可能性が高いと考えられる。

(4) 当該生徒並びに保護者への対応

ア 当該生徒の保護者からの申立て

- ・当該生徒の保護者は、「学校は、いじめと認めながらも、指導が十分と言えない状態で生徒Aを競技会に参加させるなど、適切な対応を取らなかった。」と申立てがされている。

イ 調査の結果

- ・当該生徒への直接対応はなされていない。
- ・同年 [] 月 [] 日には、当該生徒及びその保護者からの連絡やその対応の窓口を教頭に集中させることを当該学校は提案した。これに対して、当該生徒の保護者は担任との間の連絡も受け入れてほしいと要望し、当該学校はそれを認めた。
- ・同月 [] 日に教頭が当該生徒の保護者の住む [] を訪問し、教頭はインターハイに生徒Aを参加させることについての意見を求めた。保護者は「出場の可否を決めるのは自分たちではない」と伝えた。さらに、保護者は「顧問でさえいじめであることを認識できていない現状ではインターハイに参加させないことは、逆恨みになるだけで反省が生まれない」との認識を示した。以降、この時点での保護者の認識を学校は「当該生徒の保護者に『大会出場をさせないことの逆恨みが怖い』と言われた」として、出場を認める理由に挙げ続けている。
- ・しかし、同月 [] 日には、教頭より当該生徒の保護者に、「保護者が教頭に渡した当該生徒の『手記』を正顧間に提示し、いじめであることを理解した」と連絡をした。これを受けて、翌 [] 日には、当該生徒の保護者は教頭に電話で「顧問もようやくいじめを認めた状態であるのに、なぜインターハイに参加する資格がない生徒をインターハイに行かせるのか」と生徒Aのインターハイ出場への反対を表明することとなった。
- ・調査部会による聞き取り調査で、教頭は同月 [] 日の教頭の訪問時について次のように述べている。
[]
さらに部活動の停止などは伴わない指導措置であることについては説明していなかった。

- ・同月 [] 日の教頭との電話で、当該生徒の保護者は、「『校長訓話』という罰では、校長裁量がない限りは1ヶ月間対外試合には出られないはずなのにそれを許す意味が分からぬ」と訴えるが、「校長説諭」の間違いであるとの指摘をするなど、指導措置について丁寧な説明はなく、「今は行かせる方向だが、月曜日まで行かせるか決まりきっていない」という対応をした。

ウ 調査結果の考察

- ・学校はいじめられた児童生徒とその保護者にとって信頼できる人と一緒に寄り添い支える体制を作ることと、当該児童生徒とその保護者の側に立ち、加害とされる児童生徒たちに

指導や教育を行う存在が求められる。

- ・当該生徒の保護者は正顧問を信用して当該生徒を■から当該学校へ入学させたのであり、初期対応の段階から正顧問のいじめへの認識が不十分であったことは、正顧問のみならず当該学校への信頼そのものを揺るがす大きな懸念となつたと考えられる。さらにその正顧問が加害とされる生徒たちと■部の指導に当たっている状況に対しては、組織としてまとまった認識が持てずにいる当該学校への不信感となつたと考えられる。
- ・特に事態を複雑にしたのは、対応の窓口役である教頭が学校と当該生徒の保護者のそれぞれの真意を十分に把握し、伝達する機能を果たせなかつたことである。とりわけ、当該学校としてのいじめに対する指導方針の柱となる生徒Aをはじめとした加害とされる生徒への指導措置について丁寧に、そして明確に説明せず、また、実際には部活動の停止などは伴うことのない指導措置であるにもかかわらず「懲戒に準ずる措置である」とした説明により当該保護者に誤解を生じさせるなど、生徒Aをインターハイに参加させることについての理解を得る努力を怠つた。さらに、生徒Aのインターハイ参加については、当該学校の当初からの方針であるにも関わらず、当該生徒の保護者の意向を尋ねて、保護者からの「学校に任せると」や「逆恨みを懸念している」という言葉の背後にある真意を斟酌せずに、この言葉を用いて学校としての方針が当該生徒の保護者の意向に沿つたものであると主張するのは責任転嫁である。

(5) 関係生徒並びに保護者への指導

ア 調査の結果

- ・部活動の3日間の停止、関係生徒■名への「校長説諭」、並びに他の■名への「教頭説諭」以降は、部活動を継続（大会参加含め）させる中で反省に向けた事後指導を継続するという基本の方針で、生徒指導部によって指導が行われた。
- ・上記の判断の根拠として、校長は次の4点を挙げる。
 - ① 加害とされる生徒には十分な反省の深みを求めるとともに、反省から行動に移していく機会を学校生活の中で与えることで、教育的な指導の効果を考えたこと
 - ② 当初より当該生徒の保護者の意向は、■部の活動を止めさせることではなく、本校職員がいじめの事実認識を共有すること、きちんと加害とされる生徒の反省を深めさせ、■部内で再び同じ過ちを繰り返さぬように集団を指導すること、そのため正顧問にいじめへの認識をしっかり持つてもらうことが主訴と捉えたこと
 - ③ 当該生徒の保護者から「大会出場をさせないとの逆恨みが怖い」と言わされたので、その不安を払拭（軽減）させたい思いもあったこと
 - ④ 校内規定に基づく今回の指導措置には大会参加を認めない条項はないこと
- ・当該学校からの資料、並びに教頭、校長による聴き取り調査によると、実際に実施されたとされる関係生徒への指導及びその保護者への指導は以下のとおりである。■部に関わる関係生徒及びその保護者への指導は、正顧問が指導の中心となっている。なお、下線の指導については、加害とされる生徒へのこれまでの指導状況の記録を作文等の成果物や指導計画も含む形で提出を求めたが、公的な記録を伴つていないため、その内容は確認できない。

- 平成29年■月■日：生徒A・B・■の■名について保護者同伴のもと、個別に「校長説諭」
- 平成29年■月■日から■日：■部の活動停止
- 平成29年■月■日：■部保護者会（第1回：正顧問・副顧問）
- 平成29年■月■日：■部ミーティング、生徒■・■の■名について「教頭説諭」
- 平成29年■月■日：生徒A・B・■への指導（正顧問）
- 平成29年■月■日：生徒B・■への指導

- 平成29年 []月 []日：生徒Aへの面談指導 []:[]～[]:[] (教頭・正顧問)
- 平成29年 []月 []日：生徒Aへの面談指導 []:[]～[]:[] (教頭・正顧問)
- 平成29年 []月 []日：生徒Aへの面談指導 []:[]～[]:[] (教頭・正顧問・他教員1名)
- 平成29年 []月 []日：生徒Aへの面談指導
- 平成29年 []月 []日：生徒B・[]・[]への作文指導
- 平成29年 []月 []日：生徒[]・[]への作文指導
- 平成29年 []月 []日：[]部保護者会（第2回：校長・教頭・正顧問）
- 平成29年 []月 []日：生徒Aの作文指導
- 平成29年 []月 []日（卒業式）：生徒A及びその保護者への指導（校長・教頭・正顧問：当該生徒の手記原文を読み上げ）

- ・2回の保護者会（[]、[]）が開催された。第1回の保護者会の記録によると「子供たちは決して当該生徒を追い詰めるつもりではなかった。しかし、当該生徒を『うつ病』にまでしてしまったことについて申し訳ありませんという思いを伝えてほしいということになった。[]日に生徒ミーティングを行うのでそのあとで保護者の思いとして正顧問から伝えてもらうことを確認した。」とある。その後、正顧問は当該生徒の保護者に対して保護者会に参加した保護者全体の思いとして『うつ病』にまで追い込んでしまった。本当に申し訳ありません」と伝え、「同じミスや、時間に遅れたりを繰り返すことで部員の態度がきつくなつて行った」旨の説明をしたことに対して、当該生徒の保護者は納得できない状況があった。
- ・第1回の保護者会の記録、並びに生徒Aの保護者との面接（調査部会による経過報告時）によると、関係生徒の保護者（複数）が、学校側に、「当該生徒及びその保護者へ謝罪に行きたい」と伝えていたが、叶わなかった。その後、謝罪を直接に伝えるということについて議論がなされることはなかった。また、学校は謝罪の意思があることについて、当該生徒及びその保護者に伝達することはなかった。
- ・当初の指導方針により国体への参加も当該学校は認めており、同年 []月 []日付の「いじめ防止対策委員会」の指導計画にも国体遠征が盛り込まれていた。しかし、同日と []日に「同行する顧問として生徒Aを守りきれないで、参加を見合せた方が良いのではないか」との正顧問としての判断を学校が追認する形で、生徒Aの国体参加は取りやめとなった。
- ・同月 []日の調査部会の聞き取り調査の段階で、生徒Aは []と述べている。
- ・当該学校の調査や指導の中でいじめを認めた発言をした理由について、生徒Aは次のように説明している。
[]
・調査部会の聞き取り調査において関係生徒から []など、正顧問自身も当該生徒の []を侮辱するような発言がなされていたことが挙げられている。

イ 調査結果の考察

- ・関係生徒及びその保護者への指導において、以下に挙げる点は、関係生徒に十分な反省の深みを求めるとともに、反省から行動に移していく機会を学校生活の中で与えることで、教育的な指導の効果を高めるという学校の目指す方針の実現を困難にしたと考えられる。
- ・まず、当該生徒及びその保護者の状況を、当該生徒に寄り添う形で正確に伝達することが難しい構造の中で、関係生徒及びその保護者に指導がなされている点を挙げる。一般的に加害側と被害側の間にそれぞれ窓口となる教員が入って、双方の立場と言い分を聴き取りながら解決に向けて支援や指導を行うことはある。しかし今回、当該生徒側の窓

口担当である教頭と、関係生徒の指導の担当である正顧問の間には、もともと情緒的な確執や、本事案で正顧問自身も指導の対象者となっている現状が存在し、双方の情報の正確な伝達や理解の共有がなされるだけの職務上の信頼関係が構築されていなかった。このため、「当該生徒が現在どんな苦しみと傷つきの中にいるのかを関係生徒及びその保護者に受け止めてもらいたい」という当該生徒の保護者の思いや、「『うつ病』の診断を受けるほどの状態に陥らせてしまったことへの謝罪をしたい」とする関係生徒の保護者の思いなど、当事者間に生じている相手方への求めを当該学校が適切に扱うことができなかった。また、他方の考え方や思いが届かないために、両者ともに相手に対して疑心暗鬼となり、関係生徒が当該生徒の■のSNSに掲載されている写真を探し出し、当該生徒が元気によっていると主張するなど、関係がさらに悪化する事態となった。当事者が■に在住しているという物理的な距離の影響を考慮しても、今回の指導体制の在り方は事態の悪化に影響したと言える。

- ・次に、今回の当該学校の指導方針が、実質的に関係生徒に十分な反省の深みを求めるところを促すものとなっているかどうかについて、「いじめ防止対策委員会」の中で検証しながら指導を進められていなかった点を挙げたい。調査部会の調査による関係生徒たちからの聴取の中では、「いじめをした、いじめがあったと認めさせる」ことに汲々としている学校側の姿勢の指摘や、部活動の正顧問自らいじめを助長する言動をしていたことの訴えが示された。また、加害とされた生徒たちからは、「いじめと認めれば、■を続けられるし、大会に参加できる」という判断から「当該生徒の言動への注意がエスカレートして結果的に当該生徒を苦しめ傷つけてしまった」という理由付けで表面上いじめを認める発言をするよう口裏を合わせていたことを示唆する発言もあった。当該学校自体、本事案は、「生徒間の指導が助長したもので、当該生徒を対象にした悪意を持ったいじめではない」という認識であることで、生徒たちのこのような反省の在り方を見抜いて、真に反省を深めることができなかった。学校の中に生徒たちのこうした姿勢に気づき、学校の指導体制を見直そうとする議論が生じなかつたことは大変残念なことである。
- ・最後に、本事案で、当該生徒の保護者が納得いかないとしていた「生徒Aの大会への参加を認める」という当該学校の指導方針が、正顧問の意向によって覆されてしまった点も、学校のリーダーシップの欠如を示すものであった。この正顧問の意向も、当該生徒の心情に寄り添う姿勢からのものではなく、外部からの批判を受けて「引率者として責任を負えない」というものであったことは、さらに当該生徒やその保護者を悲しませるものである。

2 教育委員会の対応

(1) 調査の結果

- ・当該学校は平成29年■月■日の段階で重大事態に値する可能性があるとの認識があったが、北海道教育委員会への連絡は行わなかつた。

- ・同月 [] 日に“関係者”と名乗る者から [] 教育局に「当該学校 [] 部に所属している年生の [] 子生徒が、部活動内でいじめを受けて学校に登校できていない。[] 子生徒は [] から [] をやりに当該学校に入学した」との連絡が入った。これが北海道教育委員会が最初に本事案を認知する契機となった。同日に [] 教育局の高校班主査が当該学校を訪問し、校長からは「学校としては、重大案件になりかねない事案であると認識」との発言があった。訪問した主査より校長に対して、事実関係の整理と保護者の理解を得るために今後の対応について助言を行なったとされるが、その具体は記録されておらず、不明である。
- ・同月 [] 日には、北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）（以下、「本庁」という。）に「[] 在住の男性」より、「当該学校 [] 部に所属する知人の [] さんがいじめを受け、重度の『うつ病』になった」との電話連絡があった。本庁は、[] 教育局に情報提供をしたところ、すでに訪問していることを確認した。
- ・同年 [] 月 [] 日、校長が [] 教育局に来局し、教育局は校長の認識並びに正顧問の認識の問題点を指摘して助言した。記録によると具体的な指導助言として次の4点があった。
 - ① 校長によるいじめに対する謝罪を行うこと
 - ② 学校の対応について説明し納得してもらうこと
 - ③ 顧問も同席した面談の機会を与えてもらえるように申し出ること
 - ④ 被害生徒に対する単位認定等に関して特段の配慮を検討すること
- ・その後、当該生徒及びその保護者から申立てがなされるまで、本庁並びに [] 教育局が、当該学校に対してその後の進捗の確認や指導をしたことを示す記録は得られていない。

(2) 調査結果の考察

- ・本事案においては、当該学校は同年 [] 月初旬の段階で重大事態の案件になりかねないものであるとの判断を持っていたとされるが、北海道教育委員会への報告は速やかになされなかった。本庁と [] 教育局は、外部からの通報によって、本事案のいじめの存在を認知することとなり、[] 教育局が当該学校に訪問することで初めて、学校側から本事案が重大事態になりかねないものである旨の報告を受けた。
- ・条例に従えば、いじめの重大事態の「疑い」があった場合、すぐに当該学校から教育委員会に報告をすること、さらには、教育委員会は日頃から指導を行うこととされる。今回の対応は、このいじめへの対応の原則に沿ったものになっていないことは明らかである。
- ・北海道教育委員会は、重大事態に値する可能性があるという学校側の説明を受けたにもかかわらず、「いじめ防止対策委員会」を立ち上げたり外部からの支援チームの導入などを助言・提案したりする立場にあったが、学校に伴走する形で助言や指示を行うことはなかった。また、指導や助言はあっても、それらがどのように学校に生かされていったのかの確認と検証もなかった。
- ・以上から、北海道教育委員会は、学校の伴走者として機能していたとは言い難い。

VII 本事案を踏まえた再発防止のための提言

1 当該学校が講ずる措置

(1) いじめを起こさない平素からの対応の徹底

いじめはいつでも誰にでも起こり得るとの前提に立って、全ての教職員が一人ひとりの生徒の特性を踏まえつつ、日常からの予防の徹底に努めなければならない。本事案においても、生徒の側に立って考えればどこかで生徒の悩みや苦しみを斟酌する場面があったはずであり、また、全ての生徒がいじめに対する認識を平素から深め得たはずである。そのため、教育相談・生徒指導の充実とそれらに係る教職員の資質向上の面から、次の3点を提言する。

ア 教育相談体制の充実

本事案においては生徒の状態の変化に気づきつつも一歩進んで対応できなかったという悔いが残る。こうした点からも、定期、不定期を問わず、日常から生徒の状態に配慮した相談活動が行われるべきであり、まさに「目をかけ」「声をかけ」などの具体的実践が図られ、そこに全ての教職員が関わる教育相談体制を整備する必要がある。

イ 生徒の心に響く実践的生徒指導の充実

いずれの学校においても、学校教育活動全体を通して、生徒理解のもと活動や体験を重視しながら生徒の自発的、主体的成长を促していくことが求められる。加えて、当該学校は、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認める」という人権感覚や生徒同士が磨き合う視点を教育活動に意図的に取り入れていくことが必要である。とりわけ、人権を侵害する事例や対人関係の在り方等に関わる内容を特別活動の計画に位置付けておくことは重要である。

ウ 教育相談・生徒指導の在り方に關する実践的研修の実施

教職員の目の前には常に生徒がいるとの前提に立った教育相談や生徒指導に関する研修を実践的に進めなければならない。そのためには、事例に基づいた研修やカウンセリング演習など質的な側面に配慮するとともに、必要に応じて外部の専門家を招くなど積極的に研修の充実に努める必要がある。

(2) いじめへの一貫した対応の充実

本事案全体を通して言えることは、いじめの認知や指導の過程が学校本位のものとなっており、結果として加害側も被害側も納得できない構図になっていることに着目しておく必要がある。学校は被害側の思いを受け止めて対応に努めたように見えるが、当初、いじめの事実や当該生徒の思い、加害とされる生徒の特性や部活動の実態、教職員間の理解など本質的な構造把握には至っていなかったといえる。そのため、素早い対応をしたはずが、重大事態に至るという現実を招いたのである。こうした事態を再発させないために、次の6点を提言する。

ア いじめ防止対策委員会を中心とした組織的対応の徹底

「いじめ防止対策委員会」はいじめ対策の中核となる組織である。しかし、当初から、いじめの認知や対応に関わっておらず日常の中で正常に機能していたとは言えない。もとより、「いじめ防止対策委員会」が、いじめの構造的認知や組織的な対応などで果たす役割は極めて大きい。当該学校は、いじめ防止に係る組織について全ての教職員に周知徹底とともに組織を活用する方向で検証を図る必要がある。

イ 初期対応の具備すべき点の認識の徹底

今回の事案は、申立てを受けて、いじめを前提とした指導が進められた経緯があり、そのためにどう処置するということも含めて問題解決を急ぎ過ぎたきらいがある。訴えた当該生徒の思いを受け止めつつ、部内にあった加害とされる事実を正確に捉え、その納得の上に立つて生徒がどう考え、どう行動しなければならないのかを振り返らせるよう指導を進めるのが重要なプロセスであり、その結果は双方の同意の上に立つべきである。そのため、校長のリーダーシップのもと、とりわけアに前述の「いじめ防止対策委員会の活用」、ウに後述の「保護者との連携」が重視されなければならない。

ウ 保護者との連絡・連携の改善

(ア) 当初から、当該生徒への対応者と加害とされる生徒への対応者が分かれていたことにより、その間のコミュニケーションが途切れてしまい感情的な軋轢を残す結果となった。また、途中から、窓口が教頭に一本化されたが、それは当該生徒に寄り添うものとは受け止められなかった。対応の在り方を統一するとともに情報共有が密に図られるべきであり、とりわけ当該生徒へのチャンネルを学校が用意し、それをコーディネートする意味での窓口の一本化を図る必要がある。

(イ) 当該生徒と加害とされる生徒が向き合うことなく、改善されるべき点が結果として明らかにされなかった。当該生徒はもとより、加害とされる生徒にも苦しんでいる事実があり、両者が直接接することから遠ざけようとする当該学校の姿勢がことを複雑にしていったようにも考えられる。認識された事実を介して、問題点や改善点が明らかになるよう、また両者が一致点を見出せるよう学校は双方が向き合う機会をその場に適した形で提供すべきであるし、積極的に働きかけるべきである。仮に、学校が仲介に立つのが難しい場合であっても教育委員会との連携のもと外部専門家チームなどの活用に努める道もある。

(ウ) 「懲戒」と「懲戒に準ずる指導」の差異に誤解が生じたことも連絡・連携の不足に由来している。当初より、「懲戒」と「特別指導」の言葉に照らして指導内容が周知されるべきであり、その上で理解が図られるべきである。

エ 外部専門家等の積極的な活用

平成29年 [] 月 [] 日にいじめを認知したが、同年 [] 月 [] 日の「いじめ防止対策委員会」まで専門家（スクールカウンセラー）は正式には介在していない。いじめの解決は学校の対応だけで済まない場合が多く、その意味からもいじめを認知した当初より広く外部専門家等の活用が重要である。学校は、実効的ないじめ問題の解決のため、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家の積極的な活用を図る必要がある。

オ 教育委員会との密接な連携

同年 [] 月 [] 日の匿名電話によって北海道教育委員会はいじめを捉えたが、学校はいじめを認知した段階で、教育委員会への報告や相談が必要であり、そのことでより具体的な対応が図られたはずである。学校は、いじめを認知した段階での報告をはじめ、教育委員会との連携を日常から図る必要がある。

カ いじめ対応に係るチェックリストの作成

いじめの解決には初期対応が重要であり、後々対応に過不足が生じることも少なくない。今後のことを見据え、教育委員会と協力しながら「いじめ対応チェックリスト」の作成を願いたい。

(3) 遠隔地から入学した生徒への対応の充実

当該学校においては、遠隔地から入学した生徒に対する支援が不十分であり、とりわけ下宿生への支援は学校全体のものとはなっておらず、ほとんど正顧問任せになっていた点は否めない。学校は、親元を離れて生活する生徒の心理的負担は大きいとの基本的認識に立つことが必要と考え、次の2点を提言する。

ア 下宿生へのきめ細かなケアの充実

下宿生について学校全体で捉え、年度当初からケアの計画や内容を策定し、具体的ケアを通して見いだされた課題等を把握、解決していく体制を整備することが必要である。

イ 保護者との連携の強化

下宿生へのケアについて保護者に対してホームページや入学時の説明会において周知するとともに、保護者との情報共有を通して連携の強化を図ることが必要である。

(4) 調査・指導等の記録や情報管理の徹底

本事案においては調査や指導について錯綜する場面が見られ、事案に対応する教師間の認識が必ずしも共有されていたとは言えない。そのため、情報管理に徹底を欠く場面も見られたこ

とから次の2点を提言する。

ア 調査・指導等の記録と情報の共有化の徹底

個々の教職員によって認識に差異が生じないよう、事実と指導の内容を明確にした記録の徹底が図られなければならない。さらに、具体的記録をもとに情報の共有を徹底し、調査や指導に一貫性を持たせることが必要である。

イ 情報管理の徹底

調査や指導等の情報が他に漏れることのないよう、その管理を徹底することが必要である。また、保護者会等において解決のため必要な情報を提供する以外に、教職員が個別に知り得た情報を他の保護者に提供することは基本的にあってはならない。

(5) 部活動運営の在り方の改善

部活動は顧問の下、同好の生徒が集まって個々の知識や技能を高めるとともに精神性を培うなど学校教育に果たす役割は極めて大きい。しかし、一方で顧問の意図や部活動の日常の様子は見えづらく、閉鎖的な側面があることも否めない。このことが一人の生徒をその意思に反する状態に追いやったとも言える。

今回の事案は、部活動が学校全体で共有化されるなど、一種透明化されていれば防げ得たものと考え、次の4点を提言する。

ア 部活動の民主的運営の促進

上級生が下級生等に投げかける言葉や態度が、ともすれば指導の名の下にどんなことも正当化されるような部活動の体質は改められなければならない。そのためには顧問自身が認識を新たにするとともに、学校全体がその問題を積極的に捉えておかなければならない。具体的方策として、部活動の民主的運営の在り方や部活動の問題事例に関わる校内研修等を実施することが必要である。

イ 顧問複数制の機能の強化

顧問の複数制が便宜的なものとならないよう、機能の面から検証されなければならない。たとえ技能的な面で優劣があっても、正顧問と同様、副顧問であっても生徒指導に積極的に関わる学校全体の認識や体制は必要であり、複数制を機能させる取組を職員会議、顧問会議、また部活ミーティング等で進めるべきである。

ウ 顧問会議等の定例化

部活動が顧問任せになることなく学校全体に開かれたものにするため、目的や計画、内容をはじめ、部の活動状況や生徒の状況等が交流される場として顧問会議等の定例化を図ることが必要である。

エ 保護者や地域との連携の強化

部活動の計画や活動状況について保護者会やその他の機会を捉えて適切に伝えるとともに、要望等も受け入れられるようにすることが必要である。また、保護者や個々の生徒の相談をいつでも受けられるよう部活動だけでなく学校窓口の設置と充実に努める必要がある。

(6) 教職員の資質・能力の基本的なこと

教職員の資質・能力と言えば教育的愛情や専門的知識、広い教養、実践的指導力等が一般的にあげられるが、何より基本的なものについて次の3点を指摘する。

ア 受容力

傷ついた子供を優先して受け入れる態度や力である。

イ　自らの言動や態度を振り返る力

自らの言動や態度が子供の悪感情を助長していないか常に振り返る力である。

ウ　状況認識力

隠された問題を明らかな問題として捉える力である。

2 教育委員会が講ずる措置

(1) いじめを起こさない平素からの指導助言の徹底

各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」は形はあっても実際には機能しているとは言い難い。したがって、生きて働くものになっているかを常に問うものでなければならない。また、教育委員会は、いじめはいつでも誰にも、またどの学校にも起こり得るとの認識のもと、いじめのない学校づくりをめざして、日常から学校に対して指導助言しなければならない。以上のことから、次の5点を提言する。

ア　「学校いじめ防止基本方針」の検証の促進

各学校に対して、「学校いじめ防止基本方針」を「チェックリスト」等を用い、機能の面から検証させる。

イ　教育相談や生徒指導の充実に資する取組

教育相談や生徒指導に係る学校体制の在り方や教職員の資質向上に役立つ実践的な資料を提供するとともに、校内研修等でその意義や内容が深められるよう指導助言する。

ウ　校内研修への専門家等の派遣

校内研修の充実に資するため、求めに応じるばかりでなく、各学校に積極的に専門家等を派遣できる体制を整備する。

エ　いじめの未然防止の取組の充実

生徒指導研究協議会をはじめ、各種研修会や各種会議において、いじめの起こらない学校づくりが進められるよう具体事例の提供に努める。

オ　生徒指導に係る指導主事の資質向上の研修の実施

いじめの起こりづらい学校づくりに資するため、学校訪問等を通して的確に指導助言できる生徒指導に係る指導主事の資質向上を図る。

(2) いじめの解決に資する教育委員会の取組の充実

本事案においては、当該学校と教育委員会の連携が早期から図られていたとは言えない。そのため、本事案を構造的に捉えられず、本質に沿った指導や支援が遅れたとも言える。平成29年■月■日、教育委員会は匿名電話で本事案を捉えたが、当該学校への事実確認と適切な対応要請にとどまってしまったのもその証左である。以上のことを踏まえて、次の4点を提言する。

ア　早期からの学校と教育委員会の連携の促進

教育委員会は、いじめを認知した段階での早急な報告を各学校に求めなければならない。この点について校長会等を通じて周知徹底すべきである。

イ　外部専門家等の積極的派遣

認知したいじめの解決に向けて努力する学校の姿勢は理解できないではないが、その構造や本質、対応について外部専門家等の目を通して、より明確になることも事実である。教育

委員会は、上記アと関連させながら早期に外部専門家等の積極的派遣に努めるべきである。

なお、早期の派遣がかなわず遅れた場合であっても外部専門家等を派遣する意義は変わらない。

ウ 学校いじめ対策組織を中心とした組織的対応の徹底

教育委員会は、各学校において、学校いじめ対策組織が中心となった組織的な対応がとれるよう、(1)アで指摘した「学校いじめ防止基本方針」の検証を一方で進めながら、各種研修会や学校教育指導等で助言指導する。

エ いじめ対応に係るチェックリストの作成

すでに、「1 当該学校が講ずる措置(2)カ」で指摘したが、各学校と相談しながらも客観的ないし指導的な立場から「チェックリスト」の作成に努めるべきである。その際、先に当該学校が講ずるべき措置で述べた初期対応において具備すべき点についても網羅されるべきである。

(3) 当該学校が講ずる措置に係る各学校への指導助言

「1 当該学校が講ずる措置(3)」以降のものについては、当該学校のみならず各学校が共有しなければならない問題とも重なる。これらに関わって指導助言していくことは教育委員会の大きな責務である。次の3点を提言する。

ア 遠隔地から入学した生徒へのきめ細かな支援に対する指導助言

下宿生を含め遠隔地から入学した生徒への支援が適切になされるよう、支援方法や体制の在り方等に基づきながら指導助言する。

イ 調査・指導等の記録や情報管理の徹底

聴き取り調査や指導及び会議の記録等が適切になされるよう具体的な事例をもとに指導助言する。また、守秘義務を伴う情報管理はもとより、誤って情報が漏れることのないよう指導助言する。

ウ 部活動運営の改善に係る指導助言

部活動の民主的運営、顧問の生徒指導上果たさなければならない役割、保護者や地域との連携等について、その改善のため問題となる事例を交えながら指導助言する。また、部活動の透明化を図るためにも学校内組織に顧問会議等が位置付けられるよう努める。

(4) 生徒指導に係る管理職の資質向上を図るための研修の実施

ひとたび問題が発生した場合、管理職の識見やリーダーシップのもと学校全体が組織として動くことが重要である。とりわけ具体的な事案に対応する管理職の資質向上を図るため、校長会等と連携して充実した実践的な研修が行われるべきである。

(5) 提言に係る検証の取組

本事案のような事案はどこの学校にも起こり得るものであって、調査報告書の完成をもって事案が終了したとの認識に立つべきではない。そのためには、当該学校の取組はもとより、教育委員会の取組が具体的にどうであったかの検証が図られなければならない。本報告書で指摘した提言に係る具体的な検証を通して、本事案のような事案を再び招かないことに資することができる。

(6) 関係生徒等へのケア

本事案に關係する生徒が、例え当該学校を離れた後であっても、基本的に支援や救済の道は残されるべきであり、教育委員会は関係生徒等へのケアの体制の整備に留意すべきである。